

令 5 医療政策第 1010 号  
令和 6 年(2024年) 3 月 1 9 日

一般社団法人山口県医師会  
会長 加藤 智栄 様

山口県健康福祉部医療政策課長

医師の働き方改革に係る面接指導等について

地域医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日から「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、面接指導の実施は全医療機関、勤務間インターバル及び代償休息の確保については特定労務管理対象機関において、それぞれ義務付けられることになる旨、厚生労働省より再周知の依頼がありましたので、貴会会員宛て周知されますようお願い申し上げます。

なお、各病院宛てに別紙写しのとおり通知していることを申し添えます。

看護指導班 主任 東村（とうむら）  
〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号（山口県庁 6 階）  
TEL:083-933-2928 FAX:083-933-2829  
E-mail:toumura.junji@pref.yamaguchi.lg.jp



令 5 医療政策第 1010 号  
令和 6 年(2024年) 3 月 1 9 日

各 病 院 長 様

山口県健康福祉部医療政策課長

### 医師の働き方改革に係る面接指導等について

地域医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日から「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、面接指導の実施は全医療機関、勤務間インターバル及び代償休息の確保については特定労務管理対象機関において、それぞれ義務付けられることとなります。

また、その履行状況については医療法第 25 条に基づく立入検査において確認することとなりますので、改めてお知らせします。

上記の内容については、厚生労働省が所管する「いきいき働く医療機関サポートWeb(いきサポ)」に説明動画及び説明資料が掲載されていますので併せてお知らせします。

<いきサポ><https://iryou-kinmukankyous.mhlw.go.jp/information/explanation>

<厚労省別サイト>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)

※上限規制や面接指導等に係る Q & A が掲載されています。

<医療政策課関連ページ><https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/160829.html>

※上記サイトのリンク等、勤務環境改善に関する情報を掲載しています。

看護指導班 主任 東村(とうむら)  
〒753-8501 山口市滝町1番1号(山口県庁6階)  
TEL:083-933-2928 FAX:083-933-2829  
E-mail:toumura.junji@pref.yamaguchi.lg.jp